

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について  
(栄町3丁目銀座地区)

建築物の制限の内容

建築物等の用途の制限	当該地区内においては、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(へ)項第2号及び第5号並びに(と)項第3号及び第4号に掲げるもの (2) 床面積の合計が1500㎡を超える倉庫 (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条1項第1号から第5号、第6項第1号から第6号、第11項に掲げる営業に係るもの
建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡
壁面の位置の制限	隣地境界から2.0m以上後退
建築物の高さの最高限度	100m